

2024年9月26日  
大潟村農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、「農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化」をコンセプトに掲げ、信用事業として金融商品を、共済事業として共済仕組みを組合員・利用者の皆さまに提供しております。

これらの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成および「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、社会情勢や環境変化等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（J A共済連）が、共同で事業運営しております。

J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

### 1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な金融商品、共済仕組みの提供

#### (1) 金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の皆さまの暮らしに便利な金融商品・サービスを提供するとともに、農業経営状況等に応じた農業資金を供給します。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2・3）】

#### (2) 共済仕組み

当組合は、組合員・利用者の皆さまが日々の生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注2・3）】

## 2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

①組合員・利用者の金融における知識・経験・資産、ニーズ等に応じて、貯金・ローン・農業資金等の最良・最適な商品をご提案します。

金融商品にかかる知識・経験が限られた方々には丁寧な説明・対応を実施するとともに、ご高齢の組合員・利用者に関してはご家族に同席いただきながら説明を行うなど、より一層丁寧な対応を実施いたします。

②商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品間の比較が容易となるよう、パンフレット・商品概要説明書等を活用しわかりやすい情報提供を実施します。

特に組合員・利用者が負担する手数料・費用等の重要な情報はより一層丁寧な説明を実施します。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

### (2) 共済の事業活動

①各種公的保険制度等の情報提供を踏まえ、組合員・利用者のニーズに応じた最良・最適な保障提案、情報提供を行います。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者のご意向を確認・把握したうえで、ご理解・ご納得いただける保障内容のご提案、重要な情報については、重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)を交付のうえ、丁寧な説明を行います。

③ご高齢の組合員・利用者に対しては、より丁寧にわかりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得いただけるよう、ご契約時にはご家族に同席いただく等、きめ細かな対応・説明を行います。

④保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

## 3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

組合員・利用者の皆さまへのアフターフォローとして、ご家族の近況やご加入の契約内容の説明等定期的な訪問を行い、日々の接点を通じて組合員・利用者の皆さまに寄り添ったアフターフォローを実施します。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、5)】

## 4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

組合員・利用者の皆さまからお寄せいただく「声(お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情など)」を真摯に受け止め、組合員・利用者の皆さまへの視点に

たって迅速、誠実かつ公正な対応を行うとともに、業務運営の改善・向上につなげてまいります。

【原則2および（注）】

5. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や共済仕組み（保障）にかかる情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

【原則3本文および（注）】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

組合員・利用者の信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組みを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得の支援に取り組みます。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。